

2019年10月1日

## 建設工事に係る最低制限価格の算定基準について

以下の内容は2019年10月1日以降に公表を行う建設工事の契約案件に適用されるものです。

最低制限価格は原則として予定価格が1,000万円を超える建設工事の競争入札に設定します。

### 1 算定方法の変更内容

消費税率の改正に伴い最低制限価格の算定方法を変更します。

### 2 設定範囲

予定価格の10分の7から10分の9の範囲内

### 3 算定方法

建設工事に係る最低制限価格は、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で、下記のアからエにより算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とします（予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格の10分の7とします。予定価格の10分の9を超える場合は予定価格の10分の9とします。）。

ア. 直接工事費の額に10分の9.7（解体工事は10分の8）を乗じて得た額（小数点以下は切捨てます）

イ. 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下は切捨てます）

ウ. 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下は切捨てます）

エ. 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額（小数点以下は切捨てます）

（注1） 予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用をアからエを基に算出した金額に合算します。

（注2） 建築工事（建築設備工事を含む）については直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれている場合、最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とします。

（注3） 特別なものについては、上記のアからエによる算出によらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とします。